

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年8月9日（令和5年（行情）諮問第695号）

答申日：令和6年3月22日（令和5年度（行情）答申第791号）

事件名：特定記事に記載の訴訟に係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年3月28日付け法務省訟民第145号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

決定通知書第2項記載の不開示部分はいずれも、法5条各号に規定される不開示情報にあたらぬと考える。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分について

##### (1) 本件開示請求の内容について

本件開示請求は、審査請求人である開示請求者が、処分庁に対し、令和4年3月14日付け行政文書開示請求書（同月17日受付第801号）をもって、同請求書別紙記載の国が被告となった訴訟（上級審を含む。）に関する、①国が裁判所から受領した文書全て、②国が裁判所に提出した文書全て、③国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、④国が当該訴訟の原告に渡した文書全てについて開示請求をしたものである。

##### (2) 本件開示決定の経緯について

処分庁は、本件開示請求に対し、「第一審が札幌地方裁判所（特定事件番号A）に、第二審が札幌高等裁判所（特定事件番号B）に係属していた国を当事者とする損害賠償請求事件に関する事件記録のうち、本件

開示請求書の文言に該当する行政文書を特定し、相当の部分として令和4年5月10日付け法務省訟民第246号をもって、法9条1項の規定に基づき、上記行政文書の一部を開示する決定を行い、残りの部分として令和5年3月28日付け法務省訟民第145号をもって、上記行政文書の一部を開示する決定（原処分）を行ったところ、本審査請求は原処分に対してされたものである。

なお、本件開示請求は、法11条の規定に基づく延長手続を行っている。

## 2 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における全ての不開示部分（以下「本件各不開示部分」という。）について、何ら具体的な理由を示すことなく、法5条各号に規定される不開示情報に該当しないとして原処分の取消しを求めている。

## 3 本件各不開示部分に係る本件開示決定の妥当性について

### (1) 本件各不開示部分に記載されている情報について

本件各不開示部分には以下の情報が記載されている。

ア 刑事裁判に係る事件番号、個人の氏名、住所、勤務先及び印影

イ 訴訟代理人の印影、法人名（大学名を含む。）、自動車の通称名、型式、車台番号、車両見取図、自動車登録番号、刑事裁判費用の内訳及び振込先口座

ウ 検察官、警察官、検察事務官及び一部の指定代理人の氏名、刑事事件の証拠物の品名及び数量並びに刑事事件の証拠書類の作成年月日、証拠の標目ないし摘要及び作成者

エ 一般に公開されていない行政機関等のFAX番号及び内線番号

### (2) 不開示情報該当性について

ア 上記(1)アについて

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、法5条1号本文に該当し、また、同号ただし書きイないしハのいずれかに該当する事情も認められない。

イ 上記(1)イについて

法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人その他の団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため、法5条2号イに該当する。

ウ 上記(1)ウについて

公にすることにより，不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり，ひいては犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため，法5条4号に該当する。

エ 上記（1）エについて

一般に公開されていない国の事務に関する情報であって，公にすることにより，国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど，当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため，法5条6号柱書きに該当する。

4 結論

以上のとおり，本件各不開示部分は，法5条1号，同条2号イ，同条4号又は同条6号柱書きにそれぞれ該当することから，本件各不開示部分を不開示とした原処分は相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- |            |               |
|------------|---------------|
| ① 令和5年8月9日 | 諮問の受理         |
| ② 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年9月1日   | 審議            |
| ④ 令和6年2月9日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年3月8日   | 審議            |
| ⑥ 同月15日    | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，別紙の1記載の文書（本件請求文書）の開示を求めるものであり，処分庁は，法11条の規定を適用した上，残りの部分として本件対象文書につき，その一部を法5条1号本文，2号イ，4号及び6号柱書きに該当するとして，不開示とする原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているところ，諮問庁は，原処分は相当であると主張していることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件各不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件各不開示部分の不開示情報該当性について

（1）別表1の番号1に掲げる不開示部分について（下記（3）で検討する不開示部分を除く。）

標記不開示部分には，本件開示請求に係る損害賠償請求事件（以下「本件事件」という。）の原告（被控訴人である場合を含む。以下同じ。）の氏名，住所及び勤務先，原告以外の個人の氏名及び勤務先，郵便送達報告書（別紙の2に掲げる文書（以下「文書」という。）19）における郵便局員の氏名及び印影，本件事件に関連する刑事関係の事件

番号（文書10）が記載されていると認められる。

ア 原告以外の個人の勤務先

（ア）標記不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

（イ）次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討する。

a 民事訴訟事件の訴訟記録に係る閲覧制度は、裁判の公正と司法権に対する国民の信頼を確保するなどの基本的な理念に基づき、特定の受訴裁判所の具体的判断の下に実施されているもので、その手続及び目的の限度において訴訟関係者のプライバシーが開披されることがあるとしても、このことをもって、訴訟記録に記載された情報が、情報公開手続において、直ちに一般的に公表することが許されているものと解することはできない。

他方、最高裁判所のウェブサイトにて既に掲載されている情報については、その掲載の趣旨・目的や個人情報に対する配慮の状況等が情報公開制度と共通するものである限り、当該情報には公表慣行があると解すべきである。

b 当審査会事務局職員をして最高裁判所のウェブサイトに登載された判例検索システムを確認させたところ、原処分において既に開示されている部分に記載された本件事件に係る事件番号に対応する第一審判決書が、同ウェブサイトに掲載されている事実が認められる。

上記判例検索システムは、誰でも掲載されている判決書の内容を容易に検索・閲覧することを可能にするためのもので、その検索の結果得られた上記第一審判決書においては、訴訟当事者等の氏名が記載されていないなど、個人情報に一定の配慮がされており、かかる状況に照らせば、当該ウェブサイトにおける上記第一審判決書の掲載については、情報公開制度と基本的に共通の趣旨・目的の下に情報を掲載し、個人情報に対する配慮もされているものと認められる。

c 標記不開示部分については、上記第一審判決書に記載されており、上記a及びbに述べたところに照らして公表慣行があると認められるから、法5条1号ただし書イに該当すると認められるので、同号に該当せず、開示すべきである（別表2の番号1に掲げる部分）。

イ その余の部分

（ア）標記不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものと認められる。

（イ）次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、当該部

分については、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている本件事件の第一審判決書に記載されておらず、他に公表慣行があるとも認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(ウ) さらに、法6条2項による部分開示の可否について検討する。

当該部分のうち、氏名、住所及び勤務先並びに印影については、個人識別部分に該当し、その余の部分についても、個人識別部分である本件事件に係る事件番号が原処分において既に開示されていることから、部分開示の余地はない。

(エ) 以上によれば、標記不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2に掲げる不開示部分について(下記(3)で検討する不開示部分を除く。)

標記不開示部分には、法人の名称、住所及び事業所名、特定自動車の車名、通称名、登録番号、型式及び車両見取図、複数の車体番号、本件事件の原告訴訟代理人弁護士の印影、振込先口座及び本件事件に関連する刑事裁判費用の内訳が記載されていると認められる。

ア 法人の名称、住所及び事業所名、特定自動車の車名、通称名、登録番号、型式及び車両見取図並びに複数の車体番号

(ア) 標記部分を不開示にした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)イのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分のうち、法人の名称、住所及び事業所名については、これを公にすることにより、本件事件に係る事故又は刑事裁判に関係していたかのような印象を与えられる可能性があり、種々の憶測や風評を招き得る結果、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

b 特定自動車の車名、通称名、登録番号、型式及び車両見取図並びに車体番号については、これを公にすることにより、当該事故を起こした車両を運行していた法人が特定され、当該法人に係る謂われのない風評被害が起きるおそれがあり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) これを検討するに、標記不開示部分のうち、別表2の番号2に掲げる部分を除く部分については、上記(ア)の諮問庁の説明を否定することはできず、当該部分は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とした

ことは妥当である。

他方、別表2の番号2に掲げる部分については、最高裁判所のウェブサイトに掲載されている本件事件の第一審判決書に記載されており、誰でも容易にその内容を検索・閲覧することが可能であると認められる。

そうすると、これを公にしても、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

#### イ 訴訟代理人弁護士印影

標記不開示部分は、原告訴訟代理人弁護士の印影であると認められるところ、当該印影は、各文書が当該弁護士によって真正に作成された文書であることを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを公にすると、偽造等により当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

#### ウ 刑事裁判費用の内訳及び振込先口座

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)イのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分のうち、刑事裁判費用の内訳に係る部分には、原告訴訟代理人及びその事務所が担当した事件の着手金や成功報酬など、その経営方針に関わる機微な情報が含まれており、これを公にすることにより、当該事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

b 振込先口座については、公開されていない情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計に使用されることになり、当該事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

(イ) これを検討するに、上記(ア)の諮問庁の説明を否定することはできず、公にすることにより、当該事務所等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められる。

したがって、標記不開示部分は、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 令和2年6月24日付け証拠説明書(1)(文書6)の表内「甲6」号証欄及び証拠写(文書10)を構成する文書の一つである甲第6号証

における不開示部分について

標記の甲第6号証は、インターネット上の特定ウェブサイトに掲載された情報を印刷した書面であり、不開示部分には、複数の法人の名称、事業所名、役員の氏名、商品名及びウェブサイトのURL等が記載されていると認められる。

ア 標記部分を不開示にした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)ア及びイのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該情報は、真偽のほどが定かでないものと一般に評価される情報であり、そのような情報は、そもそも、慣行として公にされている情報とは言い難いものとする。

そうすると、たとえ、そのような真偽のほどが定かでなく、慣行として公にされているものとも評価できない情報が容易にネット検索、閲覧可能な状況に置かれているとしても、理由説明書(上記第3の3(2)ア及びイ)に記載した不開示理由を否定するものとはならない。

イ これを検討するに、標記の甲第6号証に記載された情報は、その内容に照らせば、公式ウェブサイト等とは異なり、当該情報に記載された法人が、掲載内容の決定に関与していないことが明らかなインターネット上のウェブサイトに掲載されていた情報であるにすぎず、そのような掲載者の独自の判断に基づく情報がインターネット上で検索・閲覧可能な状態にあることをもって、当該情報の内容が既に公にされているともいえないから、これを公にすることにより、そこに記載されている法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとすることはできない。

したがって、標記不開示部分は、これを公にすることより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号3に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、本件事件に関連する刑事事件の担当検察官、警察官及び検察事務官並びに本件事件の指定代理人のうち一部の者の氏名のほか、証拠写(文書10)における「証拠物等に関する報告書」別紙の「品名」、「数量」、「作成年月日」、「証拠の標目ないし摘要」及び「作成者」各欄の内容並びに上申書(文書16)における原告側証拠書類の作成者名が記載されていると認められる。

ア 検察官、警察官、検察事務官及び一部の指定代理人の氏名

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3

(2) ウのとおり説明し、当審査会事務局職員をして確認させたところ、おおむね以下のとおり補足して説明する。

a 標記不開示部分のうち、本件事件に関連する刑事事件の担当検察官又は検察事務官の氏名については、独立行政法人国立印刷局編「職員録」（以下「職員録」という。）に掲載されているが、特定の事件を担当した検察官、警察官、検察事務官の氏名を明らかにすることは、当該事件の処理等に不満を持つ者などから、担当した検察官等に対し、直接又は電話等により不当な干渉がされるなどして、同検察官等が行う他の事件の捜査や公判活動に支障を及ぼすおそれがあるとともに、特定の事件について、どのような体制で捜査・公判に対応しているかが明らかとなり、今後の同種事例の捜査・公判体制が推測されることとなりかねない。

b 標記不開示部分に含まれる一部の指定代理人は、特定地方検察庁の検察事務官であるところ、当該職員の氏名は職員録に掲載されているものの、検察事務官であることや、その具体的な担当職務等は記載されておらず、これを公にした場合、本件事件に対し不満を持つ者から、当該職員に対して直接又は電話等によりその事務を妨害されるおそれがあるなど、当該職員が今後内偵捜査や所在捜査等の秘匿性の高い業務等に従事する際に、その情報収集が困難になるおそれがある。

(イ) これを検討するに、当審査会事務局職員をして特定年版の職員録を確認させたところ、諮問庁の上記説明に符合する内容であり、そうすると、当該不開示部分に係る諮問庁の上記（ア）の説明は、不自然、不合理とはいえない。

したがって、当該部分は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ その余の部分

(ア) 標記部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該部分を公にした場合、特定事件における証拠収集について、どのような方針で捜査・公判に対応しているかが明らかとなり、今後の同種事例の捜査・公判方針が推測されることとなりかねない。

(イ) これを検討するに、当該部分を公にすると、今後の同種事例の捜査・公判方針が推測されることとなりかねないとする上記（ア）の諮問庁の説明は、首肯できる。



そうすると、当該部分は、公にすることにより、捜査、公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、法5条4号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表1の番号4に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分は、特定法務局訟務部の電話番号及びファックス番号であると認められる。

イ 当該部分を不開示とした理由について、諮問庁は、上記第3の3(2)エのとおり、一般に公開されていない情報であるとし、当審査会事務局職員をして確認させたところ、公にすることにより、いたずらや偽計に使用されることになり、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなどのおそれがある旨補足して説明する。

ウ これを検討するに、上記イ及び上記第3の3(2)エの諮問庁の説明を覆すに足りる理由はなく、当該部分は、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、4号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

## 別紙

### 1 本件請求文書

令和4年3月14日付け行政文書開示請求書（同月17日受付第801号）別紙記載の国を当事者とする国家賠償請求事件（上級審を含む。）に関する、（1）国が裁判所から受領した文書全て、（2）国が裁判所に提出した文書全て、（3）国が当該訴訟の原告から受領した文書全て、（4）国が当該訴訟の原告に渡した文書全て（ただし、令和4年5月10日付け法務省訟民第246号行政文書開示決定通知書の記1に記載の行政文書を除く。）

### 2 本件対象文書

- 文書1 訴状（令和2年6月24日付け）
- 文書2 準備書面（1）
- 文書3 準備書面（2）
- 文書4 準備書面（3）
- 文書5 準備書面（4）
- 文書6 令和2年6月24日付け証拠説明書（1）
- 文書7 令和3年4月8日付け証拠説明書（3）
- 文書8 令和3年8月6日付け証拠説明書（4）
- 文書9 証拠申出書
- 文書10 証拠写
- 文書11 答弁書
- 文書12 被告第1準備書面
- 文書13 被告第2準備書面
- 文書14 被告第3準備書面
- 文書15 被告第4準備書面
- 文書16 上申書
- 文書17 令和2年10月27日付け証拠説明書（1）
- 文書18 令和3年6月11日付け証拠説明書（2）
- 文書19 郵便送達報告書
- 文書20 争点整理メモ
- 文書21 判決書
- 文書22 控訴状
- 文書23 控訴状（第一審被告）

別表1 対象部分における不開示部分及び理由

番号	不開示部分	理由	根拠条文 (法5条)
1	刑事裁判にかかる事件番号、個人の氏名、住所、勤務先及び印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。	1号
2	訴訟代理人の印影、法人名（大学名を含む。）、自動車の通称名、型式、車体番号、車両見取図、自動車登録番号、刑事裁判費用の内訳及び振込先口座	法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであるため。	2号イ
3	検察官、警察官、検察事務官及び一部の指定代理人の氏名、刑事事件の証拠物の品名及び数量並びに刑事事件の証拠書類の作成年月日、証拠の標目ないし摘要及び作成者	公にすることにより、不当な要求や攻撃等がされるおそれが高まり、ひいては公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報であるため。	4号
4	行政機関等のFAX番号及び内線番号	一般に公開されていない国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、国の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため。	6号柱書き

別表2 開示すべき部分

番号	文書名 (別紙の2記載 の文書番号)	通し頁	開示すべき不開示部分
1	文書1	1 1	1 5行目左から6文字目ないし1 0文字目及び2 4文字目ないし2 8文字目
	文書2	3 8	2 3行目
		3 9	2 1行目
		4 1	2 3行目左から8文字目ないし1 2文字目
		4 2	1 0行目
	文書3	5 0	本文1 5行目左から1 2文字目ないし1 6文字目及び2 3行目左から4文字目ないし8文字目
	文書4	6 1	1 9行目左から1 7文字目ないし2 1文字目
		6 2	1行目左から9文字目ないし1 3文字目
	文書5	7 4	本文1 2行目左から6文字目ないし1 0文字目
		7 5	本文5行目
	文書7	8 1	表上から3枠目左から6枠目
	文書8	8 4	表上から2枠目左から7枠目
		8 5	表上から1枠目左から7枠目並びに表上から3枠目左から6枠目の9行目左から8文字目, 9文字目及び同1 0行目
	文書1 2	1 4 2	2 1行目及び2 2行目左から1文字目ないし3文字目
		1 4 5	全部
	文書1 4	1 9 8	9行目左から2文字目ないし6文字目及び1 1行目
		1 9 9	2 5行目左から6文字目ないし1 0文字目
	文書1 5	2 0 9	1 1行目左から9文字目ないし1 3

			文字目	
	文書 2 1	2 3 5	1 8 行目左から 1 9 文字目ないし 2 3 文字目	
		2 3 9	全部	
		2 4 2 及び 2 4 3	同上	
		2 5 3	1 5 行目	
		2 5 4	6 行目	
		2 5 6	同上	
2		文書 1	2	2 5 行目
	3		1 行目及び 2 行目	
	9		2 0 行目	
	1 1		1 7 行目	
	1 2		全部	
	1 3		3 行目, 1 4 行目左から 1 1 文字目 ないし 1 5 文字目, 1 6 行目, 1 7 行目, 2 2 行目及び 2 4 行目	
	1 4		1 行目, 1 4 行目左から 1 文字目な いし 5 文字目, 1 7 行目, 1 9 行目 左から 7 文字目ないし 1 1 文字目	
	1 5		全部	
	1 6		2 行目, 6 行目, 9 行目, 1 3 行目 左から 2 5 文字目ないし 2 9 文字 目, 1 9 行目	
	2 1		9 行目及び 2 6 行目	
	2 2		2 行目, 1 0 行目及び 1 8 行目	
	2 3		2 5 行目	
	2 4		2 行目	
	2 5		1 9 行目左から 6 文字目ないし 1 0 文字目及び 2 5 行目	
	2 6		1 行目, 5 行目, 1 6 行目, 2 0 行 目及び 2 1 行目	
	2 7		2 4 行目	
	2 8		5 行目	
	3 2		6 行目	
			文書 2	3 6
			4 0	3 行目

		4 1	2 0 行目及び2 5 行目左から7 文字目ないし1 1 文字目
		4 2	1 6 行目
		4 3	1 0 行目, 2 4 行目及び2 5 行目
		4 4	1 行目, 1 9 行目及び2 3 行目
		4 5	3 行目, 5 行目, 6 行目, 9 行目, 1 1 行目左から3 0 文字目ないし3 4 文字目及び1 5 行目
		4 6	2 行目, 2 2 行目及び2 5 行目
		4 7	1 2 行目, 1 6 行目及び1 9 行目
		4 8	2 行目及び1 0 行目左から3 4 文字目ないし3 8 文字目
	文書 3	5 0	本文2 行目, 4 行目ないし6 行目, 及び1 3 行目左から2 0 文字目ないし2 4 文字目
		5 1	本文5 行目, 1 1 行目及び1 4 行目
		5 2	本文1 行目左から2 3 文字目ないし2 7 文字目, 4 行目, 1 8 行目左から1 9 文字目ないし2 3 文字目, 1 9 行目及び2 1 行目
		5 3	本文1 行目, 9 行目, 1 3 行目及び2 2 行目
		5 5	本文2 行目, 3 行目, 8 行目, 1 0 行目左から1 文字目ないし5 文字目, 1 3 行目, 1 5 行目及び1 9 行目左から1 文字目ないし5 文字目
		5 6	本文4 行目, 1 2 行目及び1 4 行目
		5 7	全部
		5 8	本文5 行目ないし8 行目
		5 9	本文3 行目, 6 行目, 7 行目, 8 行目左から2 9 文字目ないし3 3 文字目, 1 1 行目, 1 5 行目及び2 0 行目左から1 7 文字目ないし2 1 文字目
		6 0	全部
	文書 4	6 2	1 1 行目
		6 4	1 8 行目, 2 0 行目及び2 5 行目

	6 5	全部
	6 7	1 8 行目及び2 1 行目左から8 文字目ないし1 2 文字目
	6 8	2 行目, 9 行目, 1 1 行目, 1 6 行目及び2 2 行目ないし2 4 行目
	6 9	1 行目, 5 行目, 1 1 行目, 1 4 行目, 1 8 行目左から3 1 文字目ないし3 5 文字目, 1 9 行目及び2 4 行目
	7 0	1 3 行目, 1 7 行目及び2 4 行目左から2 4 文字目ないし2 8 文字目
	7 2	1 行目, 7 行目及び8 行目
文書 5	7 5	本文1 3 行目
	7 6	本文1 8 行目
文書 6	7 9	表上から3 枠目左から6 枠目, 表上から5 枠目左から5 枠目及び6 枠目並びに表上から6 枠目左から6 枠目
	8 0	表上から1 枠目左から6 枠目, 表上から2 枠目左から5 枠目及び6 枠目並びに表上から3 枠目左から5 枠目
文書 7	8 2	表上から1 枠目左から6 枠目, 表上から2 枠目左から6 枠目の2 行目並びに表上から5 枠目左から5 枠目
	8 3	全部
文書 1 2	1 3 1	同上
	1 3 4	2 0 行目左から2 4 文字目ないし2 8 文字目
	1 3 6	1 8 行目左から4 文字目, 5 文字目及び2 7 文字目ないし3 4 文字目
	1 4 3	全部
	1 5 0	同上
	1 5 6	1 行目
	1 5 8	1 行目, 3 行目, 5 行目, 6 行目, 1 2 行目及び1 3 行目
	1 6 0	全部
	1 6 1	7 行目及び8 行目
	1 6 7	1 6 行目, 1 7 行目, 1 9 行目, 2

		1 行目及び 2 6 行目
	1 6 8	7 行目左から 6 文字目ないし 2 1 文字目及び 9 行目
	1 7 0 及び 1 7 1	全部
文書 1 3	1 7 6	1 8 行目及び 2 2 行目左から 4 文字目ないし 1 9 文字目
	1 8 0	全部
	1 8 3	1 0 行目
	1 8 4	1 4 行目, 1 6 行目左から 2 6 文字目ないし 3 6 文字目及び 1 7 行目
	1 8 6	9 行目, 1 5 行目, 1 8 行目及び 1 9 行目
	1 8 7	1 2 行目, 1 4 行目左から 9 文字目ないし 1 3 文字目, 1 5 行目, 1 8 行目, 2 0 行目左から 4 文字目ないし 1 9 文字目及び 2 5 行目
	1 8 8	8 行目, 1 9 行目左から 2 9 文字目ないし 3 3 文字目及び 2 0 行目
	1 8 9	8 行目左から 1 8 文字目ないし 2 2 文字目
文書 1 4	1 9 1	4 行目及び 6 行目
	1 9 3	1 行目, 4 行目, 5 行目, 7 行目左から 6 文字目ないし 1 0 文字目, 9 行目及び 1 2 行目
	1 9 5	4 行目, 1 6 行目及び 1 7 行目
	1 9 7	1 0 行目, 1 1 行目及び 1 4 行目
	1 9 8	1 3 行目, 1 5 行目及び 1 9 行目
	1 9 9	1 1 行目, 1 4 行目ないし 1 7 行目及び 2 1 行目
	2 0 0	全部
	2 0 1	9 行目, 1 1 行目, 1 3 行目左から 2 4 文字目ないし 2 8 文字目及び 2 3 行目
	2 0 2	9 行目ないし 1 1 行目, 1 6 行目及び 1 8 行目
	2 0 4	2 2 行目及び 2 3 行目



	2 0 5	3 行目, 8 行目及び1 8 行目
	2 0 6	1 5 行目, 1 6 行目及び2 5 行目
文書 1 6	2 1 5	8 行目
文書 1 7	2 1 8 及び 2 1 9	全部
	2 2 0	表上から 2 枠目左から 5 枠目及び表 上から 3 枠目左から 5 枠目
	2 2 1	表上から 8 枠目左から 5 枠目
	2 2 2	表上から 2 枠目左から 5 枠目
文書 2 1	2 2 9	全部
	2 3 3	同上
	2 4 0 及び 2 4 1	同上
	2 4 5 ない し 2 5 0	同上
	2 5 2	同上
	2 5 3	5 行目, 1 1 行目及び1 2 行目
	2 5 4	2 0 行目及び2 2 行目ないし 2 4 行 目
	2 5 5	全部
	2 5 6	2 行目
	2 5 8 及び 2 5 9	全部